

人材紹介サービス 返戻金制度

(紹介手数料の返還)

紹介した人材（以下対象者という）が明らかに対象者本人の責により解雇に該当した場合、または対象者本人の都合により入社後３ヵ月未満で退職した場合、対象者に対して受領した紹介手数料のうち、次の金額を返還する。なお、採用した会社の責による退職、解雇もしくは対象者の死亡など不測の事態による退職の場合は適用されない。

- 1) １ヵ月未満で退職した場合・・・・・・紹介手数料の８０％
- 2) １ヵ月以上３ヵ月未満で退職した場合・・・・・・紹介手数料の３０％